

岩手県盛岡市における不就学児の実態

—その生存権・学習権の実現をめぐる行動試行—

山 本 実

THE PRESENT STATUS OF THE HANDICAPPED OF SCHOOL AGE WHO ARE NOT ENROLLED IN ANY SCHOOL AT MORIOKA CITY IN IWATE PREFECTURE

Minoru YAMAMOTO

I 研究動機

論者は1972年4月1日付で同日より1974年3月31日までの2箇年間、岩手県盛岡市教育委員会より「盛岡市中心身障害児判別委員会」の委員を委嘱された。これは年4回開かれる委員会であるとのことだが、その第1回会合のおり手渡された資料に「盛岡市中心身障害児判別委員会規則」というものがあり、その第1条には「盛岡市教育委員会の諮問に応じ、心身に障害をもつ就学予定者及び児童・生徒について市立小・中学校特殊学級への入級並びに就学義務の猶予または免除に関する適正な判別を行ない、かつ、これらの者に対する適正な就学と教育的措置についての指導助言を行うため、盛岡市中心身障害児判別委員会を置く。」と記されていた。

この第1回の会合の目的は教育長による辞令の交付と教育委員会側から提出された原案に基づき判別委員会の年間計画の審議にあった。しかし、その原案では上記第1条にある、いわゆる「不就学児」問題は全く触れていないので会を主宰した指導課長にこの件を質問したところ「過去において不就学児の実態調査は教育委員会としても判別委員会としても行なっていない。本年度も行なう意向はない。すでに教育委員会が就学猶予または免除を認可した子どもであるから、それは福祉の問題である。しかし、盛岡市は1973年度から2箇年間、文部省の特殊教育推進地区に指定される可能性がつよいのでその指定がとかれる両3年のうちには規則第1条を完全実施していきたい。したがって規則第1条は目下のところ努力目標なのである。」とのことであった。

ここで重大な行政側の怠慢の歴史を知らされた論者はただならぬ問題意識を感じた。同席していた教育委員会ただ1人の特殊教育指導主事は保護者の、子女を義務教育に就学させる義務が猶予・免除された数は本年1972年度何名いるか、との問いに49名と答えた。そこで教育長承認のもとに不就学児49名の本人氏名、生年月日、保護者名、住所、猶予・免除の別および事由の1覧表を論者の大学研究室あて送付を依頼した。もちろん判別委員のひとりとして独自に実態調査をおこない、その調査結果に基づく問題解決への行動を実践するためである。

II 研究目的および対象

- ① 1972年10月1日現在において盛岡市内に戸籍をもつ不就学児の実態調査をおこない、
- ② その調査結果に基づき不就学児零にむけての行動、すなわち生存権・学習権を具体的、個

別的に実現すること。

Ⅲ 研究 期 間

1972年10月1日より1973年2月28日までの5箇月間。

Ⅳ 研究 方 法

すべての不就学児の家庭訪問を直接におこない、子どもを観察し、保護者からの情報を記録する。すくなくも同一家庭に5回以上は足をはこぶこと。

Ⅴ 研究 内 容

A 生存権をめぐる諸問題

a 子どもの実態

1 不 就 学 児 数

論者に提供された盛岡市教育委員会学務課作製の資料によると1972年5月15日現在調べの不就学児童・生徒数は男女合計49名であった。その内訳はこれを整理すると就学猶予10名（男女各5），就学免除39名（男21，女18）。これをさらに年齢により該当学年別に整理すると下表のとおりである。

表 1 不就学児の該当学年別数

学 年	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3	計
児 数	9	8	8	2	3	6	5	3	5	49

ところが直接に家庭訪問をしていくなかで市教委のいう1972年5月15日現在調べ、本年度不就学児数49名という数字はゆらいできた。理由はすでに2年半前に死亡した子1名、1972年4月1日に死亡した子1名が1972年5月15日調べの資料に生存者として登載されていたことである。では不就学児数は2名減で実は47名であったかという、これも違う。この調査過程で不就学児の親からの聞き込みをたよりに足をはこんでみると資料に記載すらされていない、すなわち教育行政上、数としてすら存在しなかった無同様の幽霊人口不就学児が新たに生存して7名も発見された。これには市教委側も啞然としていたが、これで少なくとも論者が確認しえた1972年度盛岡市内不就学児数は $49 - 2 + 7 = 54$ となった。

2 猶予または免除の事由

盛岡市教育委員会による前記資料の不就学児49名の名簿から、これを事由別に整理してみると次表のとおりである。

この猶予または免除の事由も市教委側の資料には1人1行あてでいとも簡単に次表の事由が記されているのだが実際に子どもを観察してみると在宅不就学児の場合などマヒ等の身体障害を伴っていない精神薄弱児は1人もいなかった。したがって精神薄弱が42名で86%にもなるが、実体からいえばこのすべてといてよいほどの者が肢体不自由を伴い、障害はさまざまに重複していた。行政処理上の便誼的1行なのだ。

事実は医師の診断書の「病名」を書き移したにすぎないものであろうが、盛岡市の場合問題

表 2 猶予・免除の事由別数

精神薄弱	42
脳性小児マヒ	2
肢体不自由	1
病・虚弱	1
重症筋無力症	1
小児慢性リウマチ	1
外耳道閉塞、視力なし	1

となるのは「学校教育法施行規則」第42条の就学させる義務の猶予・免除の願出手続、監督庁への認可申請規定の条項に「その保護者は就学義務の猶予又は免除を市町村の教育委員会に願出なければならない。この場合においては当該市町村の教育委員会の指定する医師その他の者の証明書等その事由を証するに足る書類を添えなければならない。」となっているが、盛岡市教育委員会は医師の指定をおこなっていないことだ。いわば原則をとらず補足規定で全体を処理している。したがって上記の事由別のようにさまざまな医師がさまざまな事例について、さまざまな診断をくだしているだけなのである。ともあれ何かそれらしき1行さえ書いてあれば教育委員会としては行政処理上問題はないのであろう。その子ども1人ひとりについて「だから、どうしたら学習権が保障できるのか!」という、その子にとっては「教育」委員会の存在理由そのものが不問にふされてしまっていて、書類の受付先窓口にのみ終始しており、これでは「教育」委員会の名に値しないし、お役所特有のつじつまの論理だけが貫徹しているとした方がいいようがない。

3 不就学児の生存のあり方

では、この54名の不就学児がどのような生存のあり方をしているのか、を調査してみると整理結果は下記のとおりであった。

- 精神薄弱児通園施設（盛岡市立しいのみ学園）に通園している者 19名
- 重症心身障害児施設（国立しゃくなげ愛育園および国立あすなる療育園）に入所している者 8名
- さわらび学園（盛岡市精神薄弱者を守る会の運営する無認可通園施設）に通園している者 8名
- 肢体不自由児保育園（岩手県肢体不自由児協会の運営する無認可保育所）に通園している者 1名
- 公私あわせて社会的機関に全くかかわりなく在宅のみしている者 18名

ここで判ることは公立の施設に通園、入所している者は54名中27名で50%。あとの8名は在宅に毛がはえた程度の無認可施設に通っているが施設の能力から1週2日ないし3日のみの通園である。しかも保護者は毎月保育料2,000円、スクールバス賃700円、オヤツ代600円、母の会100円の計3,400円を支出しなければならないのだ。無認可保育所に通園していた子どもにいたっては、なんと12歳。普通なら小学校6年生の少女だった。しかも母ひとり子ひとりの母子家庭であった。そして残りの18名33%、3人に1人はいかなる組織・機関にも所属できず見放されたまま1年365日を在宅のみしていた。

4 不就学児の猶予または免除の区別

法的規定²⁾はないが論者が知る範囲では市町村教育委員会の認可する保護者の就学させる義務の猶予または免除の有効期間は、猶予が1箇年更新で免除は義務教育期間の9箇年丸ごと有効である。そして現実的機能は全く同一で学籍すらないということ。1年猶予したからといって親の義務が1年先までのびるのではなく何年猶予しようと就学させる義務は「子女が満15歳に達した日の属する学年の終りまで」（学校教育法第39条）で消去する。結果的には猶予も免除も全く同一なのである。これでは猶予と免除というものがあるのではなく「猶予又は免除」（学校教育法第23条）というひとつながりのことばでしかなく、しかも実質は免除に等しいのである。

猶予は残しても免除は廃止すべきだ³⁾。という見解もあるが笑止である。免除がなくなれば行政は猶予に切りかえればそれで万事足れりて子どもの就学権・学習権獲得に意味をなすまい。保護者にしてみれば毎年医師の診断や書類を提出する苦役と経済負担が増すくらいである。治療等で通学が困難ならば長期欠席をすればそれでいいのである。現に盛岡市の不就学児の場合猶予10名、免除44名の実態の違いはこれをさがしても差はないのである。内訳は

猶 予	市立しいのみ学園	2名
	さわらび学園	5名
	在宅のみ	3名
免 除	市立しいのみ学園	17名
	さわらび学園	3名
	肢体不自由児保育園	1名
	在宅のみ	15名
	重症心身障害児施設	8名

すなわち猶予も免除も共に「しいのみ学園」にもいれば「さわらび学園」にもいる。そしてそれぞれ「在宅のみ」もいる。ただ違いといえば終生入所してられる児童福祉施設である重症心身障害児施設はさすがに免除だけだ、というくらいである。

必要なことは猶予か免除か、ではなく猶予も免除もなくすべての子どもが就学できる教育体制を確立し子どもの学習権と生存権を十全に保障することである。

b 「特別児童扶養手当」の支給状況と問題解決行動

その第1条に「この法律は、国が、精神又は身体に重度の障害を有する児童（満20歳未満）について、特別児童扶養手当を支給することにより、これらの児童の福祉の増進を図ることを目的とする。」と法の目的をうたった「特別児童扶養手当法」により、では手当（月額4,300円）が現実にはどの程度支給されているのかを調査してみた。

まず支給対象と目される数は54名中、重症心身障害児施設に入所中の8名を除くと46名になるが驚ろくなかれ、わずか9名のみすぎなかった。残りの37名81%は教育立法（学習権）から見放なされているだけでなく、まさに、この子どもたちのためにこそある福祉立法（生存権）からも見放なされていた。もちろん所得制限（1973年10月1日からは年収600万円）という側面もあるが不就学児の家庭がそろいもそろって「お金持ち」ということはあるまい。特に問題を感じるのは在宅のみの不就学児ならいざしらず、公立の盛岡市立しいのみ学園には児

童福祉の専門家もいようが、しかるに19名の在園児中わずか2名のみの支給という実態だ。無認可通園施設であれ無認可保育所であれ、さらには在宅不就学児であれ世には福祉事務所もあれば児童相談所もある。児童福祉司もおれば精神薄弱者相談員もおり、民生委員（児童委員を兼務）もいるはずだ。＜官庁の良心＞のなんと乏しいことか。おおくの親たちはそのような制度があることを知らなかったという。厚生省の行政指導では精神に重度の障害というのは「おおむね知能指数35以下」というがこれに該当しない不就学児はまずいまい。所得制限を除いては全員支給対象である。

そこで論者は公立通園施設についてはその機関に支給されるべく配慮の申し入れをおこない、在宅のみの子どもについては本人と親に岩手医科大学精神神経科の診断に同道を願い支給されるべく書類をととのえ福祉事務所に提出した。必要書類は医師の診断書、戸籍謄本及び当該児童の属する世帯全員の住民票の写し、世帯主の前年度の源泉徴収票それに印鑑であった。なお医師の診断書は2,000円それに初診料が300円であったがこれを親に自己負担してもらうのには抵抗を感じた。また母親より重い歩けない子等病院に1度いっただけだといっても、診察までの長い待ち時間や往路帰路それは大変な困難をとまなうものであった。だが結果は論者が直接に関与した在宅のみの不就学児15名については14名が約2箇月後には認可され支給されることに決定した。残りの1名は「精神薄弱」とのことであったが診断の結果は精神薄弱ではなく「難聴」ということで県立「ろう学校」に入学し、手当の対象からはずされた例である。なお、しいのみ学園やさわらび学園も支給に配慮した結果、総じて支給率は46名中36名で78%にも達した。残りの10名は手続中に死亡した者1名、所得制限2名、障害が中度との理由で4名、申請書未提出者3名である。

このへんの状況をもてお役所仕事の書類行政のみでは法の趣旨がいかにも現実には貫徹しにくいと理解されよう。なお「源泉徴収票」で気づくことであるが税法上、障害者がいれば所得控除があるわけだがほとんどの者はその控除を受けていなかった。親の権利意識もさることながら、これでは総じて福祉不在の福祉行政の実体とよばなくてはなるまい。ある個人が足をばこんで努力すれば月額4,300円の手当が支給される、というのでは「法治」国家の名が泣こうというものである。

c 「身体障害者手帳」の交付状況

この調査結果も手当同様54名中10名、18%の交付率だった。内訳は重症心身障害児施設に入所中の者8名中4名、在宅のみの者18名中4名、しいのみ学園通園中の者19名中1名およびさわらび学園通園中の者8名中1名である。

この手帳を所持することによって本人および付添人の交通機関の運賃の割引、自家用自動車購入時の特別物品税および自動車保有税の全額免除、あるいは車椅子等の支給される権利があることになっているが、現に交付されている者の実態からみるとおよそナンセンス！というほかない。たとえば重症心身障害児施設に入所中の者8名については4名が交付されていたが国立療養所内の24時間「完全看護」の子どもたちが交通機関や自動車を利用することはまず考えられない。しかもここは児童福祉施設中ただひとつの年齢制限による退園のない施設である。巷間、「死の待合室」とか「死ななきゃ出られない」施設といわれている所である。さらに在宅のみの者4名をみると、その障害が最重度で脳生理学でいう脳幹脊髓系だけの植物人間に匹敵するほどである。身体障害者手帳をもっている、その権利行使は無に等しい。現にこ

の4名で医学的治療をうけている者は皆無だった。いわば宝の持腐れなのである。

しかるに多くの在宅不就学児は例外なしとっていいほどに定期的に医療機関に通ったり、マッサージを受けに行ったり、家庭で薬物療法を試みていた。そして親たちは重い子を背負って並大抵ではない、交通費がかかりすぎる、マヒの子で普通の交通機関は使えないのでどうしてもタクシーで行かなければならないとか苦しい生の状況を告げていた。要するにワラをも掴むおもいであちこちの医療機関をたずね歩いているうちは交付されず、障害が悪化固定してしまってもうどうにもならなくなったとき手帳は交付されるといった実態が鮮烈であった。いうなれば回復の可能性をひめた必要な者にはなく、手遅れになって不必要な者にはある、といった様相だ。

「身体障害者福祉法」の「別表」によれば身体障害の範囲は視力、聴力、肢体不自由のほか音声機能又は言語機能のそう失あるいは著しい障害で永続する者、体幹の機能の著しい障害で永続する者などとなっているが同法の施行規則の「身体障害者障害程度等級表」の体幹の欄をみると体幹の機能障害により座っていることのできない者（1級）、体幹の機能障害により座居又は起立居を保つことが困難な者あるいは体幹の機能障害により立ち上ることが困難な者（2級）、体幹の機能障害により歩行が困難な者（3級）と規定されている。

障害が重すぎるといって特殊学級から排除され、養護学校からも見放され、児童福祉施設からも入所・通園を拒否されて在宅のみを余儀なくされ、親たちの必死の思いで生命が辛うじて保たれている不就学児は法律上「当然」なはずの特別児童扶養手当が支給されていなかったばかりでなく、これまた「当然」なはずの身体障害者手帳すら交付されていなかったのである。文部省の数字を採用してさえ、日本の義務制公教育の就学率は99.9%で世界第1位である。したがって不就学児数が0.1%であるとするなら、いわば1,000人に1人だ。不就学児である、ただそれだけの理由でさえ手当の支給や手帳の交付は当然すぎるほどの当然ではなかったのか。手当と手帳をともに支給、交付されていた者は54名中2名のみだった。

こうした生存のヒダのなかを垣間見ただけでも論者は主権者のひとりとして「福祉国家」などということばは口にするにさえ恥かしくてとてもいえない。論者がこのペンを執っているのは、まさしく世にいう「福祉元年」の真只中においてである。まさに戦慄・断罪に値する官制児童福祉行政と確認する以外に何がある。もっとも現実是不就学児の数さえ把握していない「教育」委員会、論者に存在理由の根底まで「介入」されて、なおおそれもおのきもしない感性マヒの「福祉」事務所なのであるから、論者のいうことなどは思いあがりもはなはだし戯言くらいの類いであろう。

d 「岩手県心身障害者扶養共済」の加入状況

岩手県心身障害者扶養共済に加入している不就学児の保護者は54名中11名で加入率は20%であった。その内訳はしいのみ学園は19名中10名で50%であるが、あとは35名中在宅不就学児1名のみである。これまた手当、手帳とひとしく驚ろくべき低率なことか。

いうまでもなく、この制度は1966年に神戸市において誕生したものであり、地方自治体が保護者死亡または廃疾後の障害者に対して年金（月額2万円）を終生にわたり支給するため、加入者たる保護者から（掛金、月額最高1,500円）を徴集する扶養共済制度であり、国もこの制度の全国的な普及を促進するため1969年12月に法律第89号の「社会福祉事業振興法」を改正し、国会を中央機関として1970年2月から実施してきているものである。

これも手当、手帳とならんでこの制度の対象でない不就学児はいない。だいたいこの制度そのものが不就学児をもった親たちの運動により行政をつきあげて今日の国家レベルにまで定着してきたものなのである。岩手県の所管である厚生部児童婦人課の発行している「心身障害者扶養共済制度のしおり」によれば、まず冒頭に「障害者を扶養しているかたがたにとって大きな悩みは、自分に万一のことがあった場合に、残された障害者の世話をだれがしてくれるであろうかということです」などと脅迫じみたことが書いてあるが、何をおいても福祉行政がなすべきことをあたかも親の責任で果さねばならぬかのごとき筆法で、その趣旨を恩着せがましくうたっているのは前世紀的慈恵思想であり人間の権利としての福祉理念への重大な挑戦である。

親たちはこの制度を知らなかったり、知っていても保護者が45歳を過ぎて加入資格を欠いたり、または子どもを病院につれていって診断書を「買」って手続きをとるのは子どもの状態によっては不可能だとか、あるいは父親が40歳になったら加入するつもりだがまだ若い生活も苦しいからなどといっていた。なかには一どうしても加入しない—それに入ることは親としてわが子を終生見限ったような気持ちになるので、なおる奇跡を信じて頑張っているのです。それに入るとガタガッと自分もまいってしまいそうな気がするのです。という母親もいた。

質は問わないにしても五体満足の子どものなら国や地方自治体は幼児教育からはじまって小・中学校に学び給食をたべたり無料の教科書を手にししたりして相対的には多くの公費（税金）をついやしてくれるが、たまさか心身に重い障害があれば不就学児となって手当からも手帳からも共済制度からも多くは無縁な生存になるというのでは、これを国家的な差別・行政上の棄民と断定するほかないではないか。一体、在宅のみの不就学児の場合など、どこに教育や福祉の片鱗さえあるというのだろうか。これでも国家はこの子どもたちを人間とみなしているといえるのだろうか。親が生きているうちは親丸がかえでほっておいて親が死んだあとは生きるな、いや死ね！ということと同義の現実ではないか。この子どもたちがこの国に生まれて持っている権利はせいぜい国籍と名前とあとは義務教育の「義務」を放棄する「権利」の三つくらいであらうか。

加入者が月々支払う掛金は年齢や生活状況によって岩手県の場合は300円から1,500円までの違いがあるが最高額の1,500円としても54名ならば月額合計81,000円にすぎない。最低なら16,000円だ。国や地方自治体が義務制公教育の子どもにかかる公費は文部省の発表によれば1970会計年度で小学校児童1人あたり116,069円、中学校生徒1人あたり127,826円、特殊教育諸学校においては子ども1人あたり実に880,129円である。いうなれば「ろう学校」に子ども1人が在学する公費負担の経費と54名の不就学児の最高掛金とが年間額で等しいのである。小・中学生でも8人分だ。なんでこの掛金を全額公費負担にしないのか。したところで実はまだおつりがくるのでひとつも「負担」にはなっていないのだ。個々人によって人権の軽重はない。法の下での平等というなら、こんなことは余りにも当然すぎる当然ではないか。ましてや保護者が45歳未満をすぎていれば加入資格すらないなどとは言語道断だ。

ここで確認しなければならないことは市町村教育委員会が保護者のわが子を義務教育へ就学させる義務の猶予または免除を認可する際、その時点ですでに手遅れであるが少なくとも「特別児童扶養手当」が支給されているかどうか、「身体障害者手帳」が交付されているかどうか、「心身障害者扶養共済制度」に加入しているかどうか、の3点は必ず明らかにしなけ

ればならないことだ。現実のように認可のハンコさえ押せばあとは我関せず、在宅しているのか施設にいるのか、それすら知らない。さらには生死も不明ときは行政腐蝕も骨に至る思いである。本来なら障害の発見と同時であるべきだが遅れても「三歳児健康診査」（母子保健法第12条）、そしていくら手遅れでも教育委員会の段階ではこの3点を素通りさせてはならないのだ。

e 「介護手当」制度の創出

心身に重い障害がある場合、ましてや在宅不就学児の場合などはいうまでもなく、その子どもにたいする保護者の日常における介護は言語に絶するものがある。

論者は1952年1月1日より1971年12月31日までの20年間を「朝日」・「読売」新聞をたよりに心身障害を原因とする心中・自殺・殺人・焼死・虐待死・事故死等を調査したがその事例は実に884件であった。この20年間、8日に1件の割合で日本列島のどこかで、いとしい子どもを殺す親、子どもからいえばいとしい親に殺される、あるいは親子ともどもに心中していくといった事件が発生してきているのである。これでは直接に手は下さないにしても障害児は死ね、いや障害児は殺す！と同然の手下人が教育・福祉行政そのものではなかったのか、ということになる。障害者からみると<福祉国家日本>どころか冷厳な事実として<殺人国家日本>なのである。

論者は、この5箇月間、54名の不就学児の家庭を訪問したがそれはまさしく「被爆体験」に匹敵するほどのものであった。その家を出て3時間は口もきけないことがあった。丸一日意識もうろうのときもあった。怒りすら忘れるほど打ちのめされたこともあった。第1回目の訪問では門前払いで家に入れてもらえない所もあった。12年間もほったらかしにしておいて何を今さら調査するのか、と母はいうのである。

しかし、勇をふるってすべての子どもについて生まれてから今日までの経過と現状について事例研究をまとめ子ども1人ひとりごとに処遇上の問題提起をおこなった。そして『昭和47年度、盛岡市内不就学児54名についての調査報告書』（151頁）を作り、これを盛岡市長、教育長、指導課長、岩手県教委特殊教育指導主事、福祉事務所そして中央児童相談所等に提出した。さらに市会議員、県会議員にも実態の報告をした。その相関関係はつまびらかでないが岩手県は県独自の予算措置で1973年10月より重度障害者に介護手当月額3,000円（県と市町村が1/2ずつ負担）を支給することに決定した。これは特別児童扶養手当を支給されていても市の家庭奉仕員（不就学児の家庭では4例あった）が来ていても無条件に支給されるものである。計算の根拠は常時介護を必要とする場合、母親が家を離れられないので月3回半日1,000円の割で人を雇う料金であるという。

雀の涙というか、いまだしの感が強いが皆無よりは一步前進と評価しなければなるまい。ただここで問題となるのは係員の説明によると支給条件が「身体障害者手帳」を所有し、しかも1級ないし2級の障害者ということである。前述のように重症心身障害児施設に入所中の者を除くと手帳の所有者は46名中6名のみだ。手帳がなければ絶対駄目か、と念を押すと常時介護を必要としていれば何とか考えたい、福祉元年の岩手県における先取りであるから、というのだがボヤボヤしているとこれまた肩すかしをくわない保証はどこにもない。それにしても常時介護を必要としている者で手帳がいまだに交付されていないとしたら、それは一体どちらの手落ちなのか。これでは常時介護を必要としているのはまさしく「障害」者なのか、あるいは「

福祉」行政なのか、判断に苦しむこと大である。不就学児、ただそれだけの理由で全員に支給すべきだ。不就学、これは「官」の認定なのだ。

f 「重度障害者医療給付」制度の創出およびAの結語

重症心身障害児施設に入所中の8名を除く46名の不就学児は、その80%が定期的に病院に通ったり、ときには他県からさえ薬物を取りよせて投与していた。常時介護が必要なだけでなく医療費も家計を圧迫するのである。精神薄弱で就学免除のある子どもは本年1月元旦に死亡してしまったが、その子は死の寸前まで4箇月間、岩手医科大学に1日6,000円月額18万円の入院費を支払って治療をうけていたのである。多くの不就学児は学習権が完全に剝奪されているだけでなく生存権においても風前の灯である。もし、この家庭に月18万円の支払い能力がなかったら、その生命は1月元旦まで保ちえただろうか。また、保険診療をしないマッサージ師などに高額の自己負担を強いられて家計が苦しい苦しいといながらも、背負ってはバスに乗ったり汽車に乗り継いだり2時間もかけて花巻という他市にまでいき治療を受けている祖母と孫娘。子どもは最早動けなくなってしまったので月2回これも2時間もかけて一関という他市の病院まで母親が薬だけ買いにしている例。あるいはこれも遠く沿岸の宮古という他市まで母の女手ひとつで育てられている子だが、母の勤めの休みを利用して車でつれていっているといった例。盛岡には岩手医科大学もあれば県立中央病院もあり日赤盛岡病院もあって岩手県下では最高の医療機関が集中している所であるが親たちはそのすべての門をたたいてのち、このように他市や仙台あるいは秋田という他県、なかには必死の思いで東京大学付属病院にまでわが子をつれていっているのである。しかも、手帳がないから交通費の半額割引もなく、手当がないから自己負担で、である。残りの20%はすでに障害が極限に達しており、現代の医学では対症療法として立ち打ちできない子どもたちである。なかには歩行困難なうえ体重が62kgにもなり45kgの母では何とも介護のしようがなく困っていたが、この子はごく最近精神病院に収容された。就学免除の事由は精神薄弱ではあっても精神病ではなかったはずだが——。この一家の住いは家族4人に4畳半1間である。

ではここで盛岡市長等に提出した前記『昭和47年度、盛岡市内不就学児54名についての調査報告書』のなかからゆらぐ生存の1事例を紹介してみよう。

「就学免除、精神薄弱、14歳、男。父は炭鉱夫として北海道を転々と歩き、最終的には岩手県の松尾鉱山（1971年閉山廃業）に住みついた。しかし水につかっただの採鉱で神経痛を病み企業の斜陽とともに8年前に退職し現在の地に移った。61歳で無職。現住地は温泉地帯であるがこれも自分の神経痛と本児のリウマチ治療によいのではないかという配慮があつてのことである。本児の兄弟は4人で1人の兄は結婚して千葉県に住み、2人の姉も結婚して東京に住んでいる。現在は末っ子の本児と両親の3人暮しである。本児の出生については「死産」であり『死んで生まれた。お産婆さんに母親の方が大事だからといって2時間もそのままほっておかれた』とのこと。そのごもハンカや肺炎で大病をし、これまで4度医者にはみはなされたという。肺炎のときなどつれていったら『もう駄目だ』というので『注射の1本もうってから駄目だといって下さい』と泣いてたのんだこともあると母は話す。そして『死んでも生きてても、あしたつれてこい』といわれたのでつれていったら『よく生きていた』といわれたという。昭和45年11月28日に具合が悪くなって5箇月入院したら病名は『リウマチ』だといわれた。入院のときはことばを10個くらいもっていたが退院したらことばは全く消え、歩くことも全然で

きなくなってしまうという。今年も正月から4箇月入院している。歩行は4歳ごろからであったというが現在は部屋のなかを這っているだけである。つまり立ちは充分にできる。オシメをしている。食事はハシやスプーンは使えないが水の入ったコップを1人でこぼさずに飲むことはできる。表情は乏しいが比較的豊かである。発声はよくしているが聴きとれるように構音されたことばは一語もない。最近は何かが悪いと3日も4日も食事をとらないで水ばかり飲んでいるという。床屋は以前には家にきてやってもらったが300円、400円とするので今は母がバリカンを買って刈ってやっている。目、耳は正常のようである。『よくなればいいと思ったり、死ねばいいと思ったり、さまざまなことを考えます。なんの悪いことをしたことなのに、なんのタタリでおらだけこんな目にあうもんだか』と母はいう。父は昨年1年間、胃が悪くて入院生活をした。医者はまだ1年いなければいけないといったそうだが入院ばかりしていられないので1年で退院してしまったという。しかし現在も胃の痛みはある。生活保護法の摘要をうけており夏は2万5千円から2万6千円、冬は3万円くらいもらっているという。住いはきわめて粗末な掘っ建て小屋で何畳だかわからぬ一間があるだけだがそれでも家賃は2,000円だ。しかも目下、立ち退きをせまられており『どこにいったらいいのか、いくところもない』と病身の父は話す。人間の住いとはいいがたい小屋のほとりのわずかな畑をかりて家族3人の食べる野菜くらいは作っている。

かつて母は本児を施設に入れようとしたが『ひとりでゴハンを食べられなければ駄目だ。ひとりで便所にいけるようにならなければ駄目だ』といわれ、食べられるよう便所にいけるよう親子で努力したがそのうちに病気になったりして施設に入る『夢』も今は消えてしまったという。現在は毎週1回、この山間部から市街地の私立病院に本児を背負って通っているが、片道130円でも高いと思っていたバス賃が今は180円にもなってしまった。医者や印鑑をもらい、それを福祉事務所に出せば母親のバス賃は全額支給されるが本児の分は全く出ないという。その母も低血圧で『もう疲れた』という。体を少し動かしたりすると頭痛やメマイがしたりするのだ。それでも先月は本児が熱を出したので1週間に片道1時間のバスにのって3回も通ったという。『身体障害者手帳』をもらえれば子どものバス賃が半額になるので『何とか出るようにして下さい』とのことである。そして『ぜひぜひ、この子を施設に入れて下さい』という。特別児童扶養手当は支給されている。岩手県心身障害者扶養共済にも加入しており、生活保護世帯であるから月額450円を取めている。」(1972年10月24日、記)

ともあれ岩手県は「重度障害者介護手当」となると1973年10月から「重度障害者医療給付」を決定した。その内容をきくと受給資格はこれも介護手当となると「身体障害者手帳」の被交付者で、しかも障害程度等級の1級ないし2級の者のみである。給付の内実は「国保」の場合の自己負担分3割、「社保」の場合の自己負担分5割を実施主体の市町村に支払わせ、その分を県が市町村に支出するというものであり、自己負担は結局零になるという計算だ。しかし、これもこの制度が机上のプランではなく障害者自身のものになっていくためには常時の介護が必要であろう。くりかえすが手帳をもっている者は46名中6名だけなのだ。だいたい重度でない者が1,000人に1人の就学猶予や就学免除になっていたとしたら、それこそ重大な人権侵犯だ。多くは現実のお粗末な教育施設や福祉施設といった条件では子どもに迫りきれないため、「障害が重すぎる」という美名(判定)をかくれみのにして行政は己れの怠慢を合理化してきているのではなかったのか。

これで不就学児の生存はタクシーにのらないかぎり手帳で交通費が親子ともども半額にな

り、残りの半額は特別児童扶養手当月額4,500円で補い病院にいて医療費がもちろん保険診療の範囲であろうが全額無料になり、さらに介護手当をうけとれば月3回1回1,000円で人を雇い半日は子どもを家において買物にもいければ兄弟のPTAにも出席でき、そして親が死ねば年金月額2万円がおりて官制福祉の論理（ツジツマ）は貫徹する。「福祉元年」とかメダかるべき福祉国家への進軍ラッパも耳をすませば以上のような未熟・虚弱な音声で、これでは「人間の人間らしい生活」という福祉の理念には遠く及ぶまい。

「人間ひとりのいのちは地球全体より重い」と人間尊厳の理念が中学校の社会科教科書には美しく印刷されているがこの程度が「福祉」なら「今日殺しはしないが明日を生かしはしない」程度というほかない。せいぜい動物の福祉とはいいいえても人間の福祉ではない。

以上で研究内容A、生存権をめぐる諸問題をおえるが、ここで明らかになったことは不就学児の生の状況がいくぶんかは判明したこと。さらにその生の状況と官制児童福祉行政とが余りにも断絶し、福祉元年どころか福祉解体状況を露呈していること。そして今日において後手後手のつくろい行政のあれこれは登場してきているが、理念からは程遠く対症療法の域をでないこと。いうなれば動物の福祉。したがって「常時介護」を必要としているのは本来不就学児その子ども自身1人ひとりであったはずだが現実には子どもは常時介護されておらず、今後、ますます常時介護を必要としているのは子どもはもとよりのこと「官制児童福祉」体制そのものでもあることが実証されたことであろう。

B 学習権をめぐる諸問題

a 不就学児の学校教育への入学および児童福祉施設への入所活動

本研究はたんに不就学児の実態調査にとどまらず、その調査結果に基づいて、ただちにその生存権と学習権の実現を目的とするものである以上、調査過程は即問題解決行動過程でもあった。

では一体本研究のプロセスでどのような学習権保障の成果が現出してきたか列挙してみよう。① 在宅から学区域小学校の特殊学級へ1名。本児は学齢始期の時点で入院中であった。医師の配慮で1年間の就学猶予。病名は「重症筋無力症」。しかるに不思議なことに3箇月後には治療退院となったため、母は教育委員会へ相談にいった。ところが折角1年間猶予しているのであるから慌てることもないでしょう。といわれ在宅していたものである。発見後1週間で入学決定。本児をみた小学校長および特殊学級担当教諭は、なぜこんなよい子が就学猶予になっていたのかとこれまた不思議がっていた。早い機会に普通学級を考慮すべきだ。7歳の女兒。② 在宅から県立ろう学校幼稚部そして小学部1年へ1名。本児は6歳の女兒であるが就学始期に「精神薄弱」の事由で1年間就学猶予。家族の説明によると耳が遠いということで発見後、岩手医科大学で診察をうけたところ心理テスターは「精神薄弱ではないのではないか」ということで急throw学校と接衝し入学が決定した。③ 在宅から市立しいのみ学園へ1名。8歳の男児。④ 在宅から無認可の肢体不自由児保育園仮入園そして無認可のさわらび学園へ1名。6歳の男児。⑤ 在宅からさわらび学園そしてしいのみ学園へ2名。⑥ さわらび学園からしいのみ学園へ3名。以上合計9名である。なお、しいのみ学園は30名定員で満員の状態であったがよく児童相談所との連携のもとに不就学児の受け入れに努力した。

それにしても医師の診断書1枚で猶予・免除が決定し、該当児の顔もみないという教育委員会は自ら教育の専門的立場を放棄しているといわざるをえず、その結果が子どもの学習権にとっていかに理不尽な人権侵犯を容認する現象を生起しているか如実に物語って余りあろう。もちろん制度としての学校に入学した、児童福祉施設に通園することになった、からといってそれで学習権が十全に保障されたなどは及そいえないことであるが在宅のみの生存からみれば、まずは「第1歩」である。

b 「在宅訪問教師」制度の創出およびBの結語

前記aでふれたごとく9名の不就学児についてはより条件のよい学校や施設への入学・入所でまがりなりにその学習権の保障が決定をみたのであるが、子どもの障害の態様によっては学校や施設の側に対応能力が欠けるため在宅のみを余儀なくさせる現実状況が歴然としてある。そこで一定期間窮余の一策として必要悪にすぎないが子どもが学校に歩いていなければ先生が子どものところへ歩いていく「在宅訪問教師」制度の創出を市長、議会その他関係機関に調査報告書とともに強力で訴えた。かくして岩手県議会は1973年度予算で県独自の財政負担による在宅訪問教師制度の創設にふみきった。教師定員は3名で盛岡市2名、北上市1名と決定した。盛岡市教育委員会はただちに人選にはいり、市内で特殊学級担当10年以上というベテラン教師を小・中1名ずつその任に決定した。

その間、論者は市教委の特殊教育指導主事と在宅訪問教師制度の内実を大学研究室等で検討し合ったがどうしても一致点が見出せないことがあった。それは何かというと市側の見解は訪問教師は在宅のみの不就学児につける。ただし1教師1日2家庭訪問で1家庭あて週3回。1教師4家庭担当で計約8家庭を予定しているという件である。論者が当然と予想していたことは、すべての不就学児の家庭に平等に訪問するということであつた。そのためには週3回が2回でも1回でもよいからすべての家庭へ、と考えていたのである。ところが指導主事の発言は「教育」をうけいれる能力が子どもになければ駄目だ、ということ。そしてみじくも「教師は教育をしにいくのであって子守りにいくのではない」といい切ったが一見もっともらしく合理的拒否の理由ではある。だが1,000人に1人という不就学児、そしてそのなかでもさらに障害が重く在宅のみという子どもはそれこそ筆舌に尽し難い重い生存の日々なのだ。教師が家庭を訪れて「読み・書き・計算」の<学力>をノと意気ごんでも、それに即座についてこられる子どもは論者の調査で1人いるだけだ。本児は小学校1年生年齢の女兒であるが学生や論者の配慮で4箇月間で小学校1年の国語、算数の教科書をマスターした能力をもっていた。病名は小児慢性リウマチ。他の子どもたちはねたきりか、歩くことも2、3歩がやっとで、ことばも2、3語あるかなしかの状況だ。ゆえにこうした生の状況を足をはこんでその子に学ぶこともなく、親だけを教育委員会によびつけるといったお上意識で子どもの実態を聴取し訪問の可否を決定してしまったということは、こうした子どもたちまで教育という名で<人間の線引>をおこなってしまったということであり実にはかなしい失態といわなければならない。先生の来てくれる家庭は週3回だが来てくれない家庭は零回というのではこうした子ども、家庭にまで「人間差別」をもちこんだということと同義だ。これでは障害児教育の原点不在と断定するほかない。だいたい来てくれる、来てくれないなどという表現自体が誤りなのであって人間の子どもである以上無差別平等に基本的人権として学習権・発達権をどの子どもも持っているのだ。そしてこれは憲法上の明確な子どもの権利なのだ。役人はよく予算がないなどと無責任を

合理化するがでは予算がないなどといって五体満足な子どもを不就学にする例はあるのか。この子らが数十人も不就学でいるのは心身に障害があるからではないのか。だとしたら障害のあるなしによって教育行政は人間の子どもの軽重をつけている、即ち差別しているということにはならないのか。たとえばろう学校に入学すれば子ども1人に年間88万円の公費を使ってくれるが在宅不就学児は零円なのだ。そして施設に通園すればさわらび学園のごとく零円どころか月額3,400円の私費を投じなければならないのだ。

教育や福祉は国家や行政のお恵みではなく、当然な人間の権利なのだ。まさしく市側の発想は人間の支配・管理の論理を1歩もでていない。論者が事例研究を核とした調査報告書を提出しても前記小児慢性リウマチの一軒を除いては家庭を訪れることもなく子どもの顔をもみず訪問の可否を決定したのである。なかには寝たきりで目も見えず耳も聴えず9歳8箇月をすぎても哺乳壺で牛乳をのんでいるだけの子どももいる。部屋のなかを反復機械的に歩いているだけで言語は全くなく目の焦点すら合わない14歳をすぎた表情すらない子どももいる。しかし、教師が訪れたとき青白くすぎとおってしまったその子を日光に浴させてやるだけでも、その子をひざにのせて抱きしめてやるだけでも、母の重い悲しみを聞いてやるだけでも、あるいはその間に母がオシメの洗濯ができたり安心して買物に出かけられるだけでもいいではないか。まずは教師という人間の体温のぬくもりを伝えるところから出発し意識の脈搏をたかめていく障害児教育である。その子に人間存在の全人格・全能力の重みをかけて肉迫していくなかで、固有のその子に学びながら、その学んだものをその子にかえしていく方法でしか教えることはできないのだ。今回の市教委側の障害児教育観、障害児観には論者はきびしく異議申立をしなければならない。ましてや新年度から盛岡市は文部省の特殊教育推進地区指定をうける予定であるとの今日においてである。

さて、本研究を開始した1972年10月の時点で54名中18名いた在宅のみの不就学児も論者の活動によって前述のごとく2名は入学し、4名は通園し、1名は死亡し、さらに3名は本年度で学齢を超えるため来る1973年4月にスタートする在宅訪問教師制度の対象児は選ぶも選ばぬも8名のみなのだ。子ども8名に教師2名なら全家庭にいけない理由はない。ましてや新年度就学始期をむかえるにあたっての就学猶予・免除児童のなかに訪問対象児は1人もいないと指導主事はいうのである。目下教育委員会が確認しているあらたな新年度不就学児は就学免除ゼロ、就学猶予8名であるが3名はしいのみ学園に決定しており、2名は肢体不自由児保育園、1名はさわらび学園、1名は入院中そして1名は死亡してしまったというのである。

かくして盛岡市教育委員会は最終的に2名の在宅不就学児を切り捨ててこの制度をスタートさせることになった。対象児は在宅不就学児6名とすでに学籍のある「骨形成不全」の子ども計7名。そしてその6名には学籍をつけ訪問回数は「能力」と「地理的条件」によって週1回から3.5回というちらばりのなかでだ。やはり最後まで能力のある子は手厚く、能力の乏しい子は手薄くという発想はなんら変らないままにだ。それでも不就学児にとって盛岡市教育委員会は子どもたちやその親たちの実体から「被教育」され永年の<非>教育委員会から<半>教育委員会へと半歩は前進したことになる。ともあれ第1弾としては不完全ながらその形をみたわけだが1974年度県予算編成にあたっては今から闘いを開始しておかなければならない。それは定員30名の市立しいのみ学園と親たちの運営するさわらび学園さらに肢体不自由児保育園に通園している不就学児たちの学習権獲得闘争である。この子どもたち約40名に教育行政が全く関与せずという現実は一日も早くぶち破らなければならない。

以上、力量不足で本研究の課題であった不就学児零という目標は達成不可能だったが盛岡市内の不就学児の全ぼうと学習権の実体はほぼ明らかになった。どうやら福祉行政と等しく教育行政もまた「常時介護」を必要としている有様である。今回達成した「在宅訪問教師」制度がさらに完備し、やがて「施設訪問教師」制度が完備すれば不就学児零となってすべての子どもの学習権が保障されて万々歳などというカリカチュアは毛頭描いていないが机上のデッサンがただちに現実化する保証がないかぎり、出来るところから形あるものに制度を創出し、その制度に人間や社会や教育の理念を持続的に問いかえしながら開花させていくほかあるまい。

注

1) 本論文で「不就学児」とは義務教育の学齢下で心身障害の事由から保護者が教育委員会の認可により「学校教育法」第23条および同法第39条3項の適用を受け、就学させる義務の猶予または免除になったため義務教育を受けられないでいる児童・生徒をさす。

文部省をはじめ学界その他で「就学猶予又は免除児童生徒」という表現がよく用いられるがこれは憲法規定である義務教育を受ける権利が心身障害を事由にあたかも子ども自身の義務教育を受ける権利が猶予または免除されるごとき誤解を生み易い。義務教育の就学猶予又は免除という規定はあくまで保護者の就学させる義務の猶予または免除であって、これによっていささかも子どもの義務教育を受ける権利が猶予または免除されるごとき学習権の剝奪はありえてはならないはずだ。「未就学児」という表現もよく使用されるがこれは未だ就学せずで学齢以前の子どもにも一般的に使用される事例も多いので本論文では概念を明確にするため「不就学児」という用語を使用する。なお、岩手県では「無就学児」という表現も用いられる。

2) 文初特第380号「学校教育法および同法施行令の一部改正に伴う教育上特別な取扱いを要する児童・生徒の教育的措置について」の9就学の猶予または免除について、を参照されたい。

3) たとえば小笠原貞子議員の質問による高見前文部大臣の国会答弁「制度上の問題でございますが扱いの上で免除をやらなきゃならぬことはございません。いますぐ制度上の問題をうんぬんするよりは扱いとして猶予はいたしましても、免除という扱いは特別の申請がない限りは扱わない姿勢で臨みたいと考えております」。

4) 全都道府県別・種類別事例数

A = 昭和27年1月～昭和31年12月

B = 昭和32年1月～昭和36年12月

C = 昭和37年1月～昭和41年12月

D = 昭和42年1月～昭和46年12月

		殺人	心中	自殺	焼死	虐待死	捨て子	事故死	餓死 衰弱死	遺棄 監禁	その他	計
北海道	A	4	9									25
	B	1	2									
	C		1									
	D	3		3		1		1				
青森	A	4	1		2							14
	B								1	2		
	C				1							
	D	2	1									
岩手	A	3	7	7				1	2			105
	B	5	4	8	1			1		1		
	C	1	6	5	2			4	2			
	D	9	8	15	5		1	3	2		1	

		殺人	心中	自殺	焼死	虐待死	捨て子	事故死	餓死 衰弱死	遺監	棄禁	その他	計
秋 田	A	1											11
	B		2										
	C	1			1								
	D	3	2			1							
宮 城	A	5	1		1								17
	B		1										
	C		1	1									
	D	1	2	1	2		1						
山 形	A		2										11
	B		2										
	C		1					1					
	D	1		3					1				
福 島	A	4	4	1									25
	B		2										
	C		3		2								
	D	4	1	1	1				1	1			
茨 城	A												7
	B		1										
	C	1	1		1								
	D		1		1	1							
栃 木	A												11
	B	1	2	1									
	C	1	2										
	D	1			1			2					
群 馬	A		3										9
	B	1	2		1								
	C												
	D		1								1		
埼 玉	A		2										17
	B	1	3										
	C	2											
	D	3	4		2								
千 葉	A	3	2		1								26
	B			1									
	C	2	3										
	D	4	3	1	2	3							
東 京	A	27	30	8				3	2				321
	B	19	24	20	5	1		9	1				
	C	15	25	11	5		3	10					
	D	29	24	17	10	7	3	8	3		2		

		殺 人	心 中	自 殺	焼 死	虐待死	捨て子	事故死	餓 死 衰弱死	遺 監	棄 禁	その他	計
神 奈 川	A	3	4		1								49
	B	5	3					1					
	C		1	1	2			1					
	D	9	4	2	1	6	1	1	1	2			
新 潟	A	2	3			1							15
	B	1											
	C		1										
	D	3	4										
富 山	A	1	1										5
	B		1										
	C												
	D	1		1									
石 川	A	1											5
	B		1		1								
	C							1					
	D	1											
福 井	A												1
	B												
	C												
	D								1				
山 梨	A	1											6
	B	3											
	C		1										
	D	1											
長 野	A		5										20
	B	1	1	2									
	C	2	2										
	D	1	3	1					2				
岐 阜	A	2	1										12
	B		4										
	C												
	D	1	3	1									
静 岡	A	2	1	1									15
	B	3	1	2	1								
	C												
	D	2				1		1					
愛 知	A	2											25
	B	1	1										
	C	3	6										
	D	2	7			2			1				

		殺人	心中	自殺	焼死	虐待死	捨て子	事故死	餓死 衰弱死	遺監 棄禁	その他	計
三重	A	2	1									15
	B	2										
	C		2	1								
	D	3	1	1		1		1				
滋賀	A											2
	B											
	C	1						1				
	D											
京都	A	1	1									5
	B										1	
	C											
	D		1	1								
大阪	A	1										19
	B	3	3	1								
	C	4	1	2	1	3						
	D											
兵庫	A	1	1									12
	B	1	1	3								
	C		2									
	D	1	1				1					
奈良	A											1
	B											
	C											
	D	1										
和歌山	A											2
	B											
	C											
	D		2									
鳥取	A	1										1
	B											
	C											
	D											
島根	A											1
	B									1		
	C											
	D											
岡山	A											2
	B	1										
	C											
	D								1			

		殺 人	心 中	自 殺	焼 死	虐待死	捨て子	事故死	餓死 衰弱死	遺 監	棄 禁	その他	計
広 島	A	1		2									23
	B			7									
	C	2	3	4									
	D	2	1	1									
山 口	A	1	1										3
	B												
	C												
	D			1									
徳 島	A												1
	B												
	C												
	D		1										
香 川	A												1
	B												
	C		1										
	D												
愛 媛	A	1											5
	B		1										
	C				1								
	D		2										
高 知	A												1
	B												
	C												
	D	1											
福 岡	A	1											7
	B	1	2										
	C	2											
	D			1									
佐 賀	A												1
	B												
	C												
	D	1											
長 崎	A	1		1									15
	B			3									
	C		1	1									
	D	1	1	6									
熊 本	A			1									5
	B												
	C												
	D	2		1				1					

		殺人	心中	自殺	焼死	虐待死	捨て子	事故死	餓死 衰弱死	遺監	棄禁	その他	計
大分	A		1										6
	B			1									
	C	1		1									
	D	1		1	1								
宮崎	A												2
	B												
	C		1									1	
	D												
鹿児島	A												2
	B												
	C	1											
	D	1											
計		260	288	156	57	28	9	51	22	7	6	884	

年別事例数

年	昭和27	28	29	30	31	32	33	34	35	36
事例数	30	43	59	24	27	28	30	36	34	46
年	昭和37	38	39	40	41	42	43	44	45	46
事例数	35	30	41	33	43	64	43	60	81	97

地方別事例数

	北海道	東北	関東	中部	近畿	中国	四国	九州
事例数	25 (3)	183 (21)	440 (50)	104 (12)	56 (6)	30 (3)	8 (1)	38 (4)

()内はパーセンテージ

参考文献

1. 清水寛(1972): 障害者の「生存と教育」の権利, 日本教育法学会年報1.
2. 伊藤秀夫(1968): 義務教育の理論, 第一法規.
3. 高木太郎(1970): 義務教育制度の研究, 風間書房.
4. 山本実(1970): 子どもの権利, 明治図書.
5. 山本実(1972): 不就学児「人間権」宣言, 明治図書.